

物品の貸出しを行っています。

●貸出対象の活動

- ・地域福祉活動に関わる様々な活動
- ・福祉行事(サロンなど)
- ・自治会(子ども会含む)

●貸出し期間 概ね、3日以内

●利用料 無料

●利用方法

・伯耆町社会福祉協議会 岸本支所または、溝口支所への借用申込書による受付。

・用具引渡しについては、岸本保健福祉センター(本所)とする。

●貸与物品

- ・調理器具 (包丁・まな板・鍋・計り・ざる・皿・スプーンなど)
- ・音響機器 (マイクセット・プロジェクター)